

山陽小野田市マスコット・キャラクター「ねたろう君」着ぐるみ貸出要領

平成25年5月1日制定

1 趣旨

この要領は、山陽小野田市マスコット・キャラクター「ねたろう君」着ぐるみ管理要領（平成25年5月1日制定）に基づく「ねたろう君」着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

2 貸出物品

着ぐるみ及びその装備品（以下「着ぐるみ等」という。）とし、次の表に定めるものをいう。

品名	数量	収納保管袋	着用順	備考
頭部（かぶりもの）	1個	No. 1	7	
足（ズボン）	1枚	No. 2	1	
下着	1着	No. 2	2	
腕	1対	No. 2	3	
着物	1着	No. 2	4	
帯	1本	No. 2	5	
わらじ	1対	No. 2	6	
保管袋	2個	—	—	

3 貸出受付窓口

着ぐるみ等の貸出しに係る窓口事務は、山陽総合事務所長（以下「所長」という。）が行う。

4 貸出対象者

市、国及び県並びにその関係各機関・団体（公益法人を含む。）、教育機関のほか、市長が適当と認めるものとする。

5 貸出方法

(1) 着ぐるみ等の借受けを希望するもの（以下「借用希望者」という。）は、「ねたろう君」着ぐるみ借受申請書（様式第1号）を市長に提出するもの

とする。この場合において、複数の申請により借用希望期間が重複するとき、申請の受付順により優先して貸し出すものとする。

(2) 市長は、(1)の規定による申請が適当と認められるときは、借用希望者に対し「ねたろう君」着ぐるみ貸出許可書（様式第2号）を交付し、着ぐるみ等を貸し出すものとする。

(3) 着ぐるみ等を借り受けた者（以下「借用者」という。）は、返却時に着ぐるみ等の汚れ、損傷等の異常がないかを点検し、「ねたろう君」着ぐるみ返却確認報告書（様式第3号）を提出するとともに、所長の確認を受けなければならない。

(4) 借用者は、原則として、着ぐるみ等を所長から直接受け取り、直接返却するものとする。

(5) 所長は、「ねたろう君」着ぐるみ貸出台帳（様式第4号）により着ぐるみ等の貸出しを管理するものとする。

6 貸出期間

着ぐるみ等の貸出期間は、原則として1週間以内とする。

7 貸出料金

着ぐるみ等の貸出料金は、無料とする。

8 損害賠償

(1) 借用者の故意又は過失により、着ぐるみ等について滅失、損傷その他の損害が発生したときは、市長は、借用者に対しその賠償を命ずることができる。

(2) 着ぐるみ等の使用によって生じた事故等により借用者に生じた損害及び借用者が第三者に与えた損害については、全て借用者の責任とする。

9 遵守事項

借用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 着ぐるみ等を利用して営利目的の活動を行わないこと。ただし、企業が社会貢献を目的として行う活動は、この限りでない。

(2) 着ぐるみ等を使用して山陽小野田市の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げになる活動をしないこと。

(3) 着ぐるみ等を使用して法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのある

る活動をしなないこと。

- (4) 着ぐるみ等を使用して特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのある活動をしなないこと。
- (5) 着ぐるみ等を個人的に使用しなないこと。
- (6) 着ぐるみ等を第三者に転貸しなないこと。
- (7) 着ぐるみ等の使用及び使用後の手入れについて、注意事項（別表）により取り扱うこと。
- (8) 市長は、借用者が遵守事項に違反し、かつ、是正される見込みがなないと認めるときは、使用を禁止し、貸出しを取り消すことができる。この場合において、借用者に損害が生じてても、市長はその責を負わなないものとする。

10 その他

この要領に定めるもののほか、着ぐるみ等の貸出しに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成25年5月1日から施行する。

別表

着ぐるみ等使用上の注意事項

1 使用前

- (1) 借り受けた着ぐるみ等に破損及び装備品の不足を発見した場合は、使用を中止し、速やかに山陽総合事務所長（以下「所長」という。）に報告すること。
- (2) 飲酒者の使用は、厳禁とする。

2 着脱するとき

- (1) 着脱時は、更衣室を確保するなど関係者以外（特に子ども）の目に触れないよう注意すること。
- (2) 着用にあたっては、素肌が直接触れないように、長袖、長ズボンを着用すること（併せて手袋を使用することが望ましい。）。
- (3) 着脱時は、着ぐるみ等を破損しないよう細心の注意をもって取り扱うこと（活動するときも同様とする。）。

3 活動するとき

- (1) 当日の会場、天候及び体調等を考慮して適宜休憩を取り、交代要員を配置するなど、無理のない活動計画を立てること。
- (2) 会場の気温等を考慮し、こまめに水分補給を行うなど、十分な暑さ対策を講じること。
- (3) 雨雪時は原則として使用を控えることとし、使用中に雨雪となった場合は、直ちに使用を中止して清潔なタオル等で水気を拭き取り、十分に乾燥させること。
- (4) 着用時は、視界が狭くなるため、活動するときは誘導者を付けること。ただし、足下等が危険な場合を除き原則として手をつないでの誘導は行わないこと。
- (5) 着用時は、幼児等にごぶつかったり、幼児等を転倒させたりするおそれがあるので、急に振り向いたり、急に走り出したりすることは避け、転倒しないよう十分注意すること。
- (6) 「ねたろう君」のイメージを保つため、品位を傷つけるような動きやポーズはしないこと。また、着用時は声を出さないこと。ジェスチャー以外

で「ねたろう君」からのメッセージを伝える必要がある場合は、司会者等が「ねたろう君」から耳打ちされる形で代弁すること。

- (7) 誘導者は、着ぐるみをたたいたり、帯のマジックテープを外そうとしたりする人がいた場合は、直ちに制止するとともに、再発防止に努めること。

4 使用後

- (1) 消臭スプレー等（変色等のおそれのないものに限る。）を使用し、日陰で風通しの良い場所で、十分に乾燥させること。
- (2) 着ぐるみ等が汚れたときは、所長に報告し、指示を受けること（無断で汚れ落とし等を使用して変色などの損傷をした場合、現物又は実費をもって賠償を求めることがある。）。
- (3) 屋外で使用したときは、靴底の汚れを必ず雑巾等で拭き取ること。
- (4) 破損したり装備品を無くしたりしたときは、速やかに所長に届け出ること。

5 その他

- (1) 型崩れしないよう、輸送や保管の際には取扱いに十分注意すること。
- (2) 身長165cm程度の方の着用が標準仕様であること。体型が合わない方の無理な着用は禁止する。
- (3) 使用のマナーが悪い場合は、次回の使用を許可しないことがある。

6 「ねたろう君」着ぐるみ及び装備品一覧

品名	数量	収納保管袋	着用順	備考
頭部（かぶりもの）	1個	No. 1	7	
足（ズボン）	1枚	No. 2	1	
下着	1着	No. 2	2	
腕	1対	No. 2	3	
着物	1着	No. 2	4	
帯	1本	No. 2	5	
わらじ	1対	No. 2	6	
保管袋	2個	—	—	

山陽小野田市長 あて

団体名等

代表者名

印

「ねたろう君」着ぐるみ借受申請書

「ねたろう君」着ぐるみ貸出要領に基づき、次の物品の借受けを申請します。また、借受けに当たっては注意事項を厳守します。

物 品 名		「ねたろう君」着ぐるみ		
使 用 目 的	イ ベ ン ト 名 等			
	開 催 場 所 (施 設 名)			
	開 催 日			
	主 な 参 加 者	来場者数	約 人	
	使 用 の 概 要 (使用の目的)			
借 用 希 望 期 間 (原則として1週間以内)		年 月 日 ()	時頃から	
		年 月 日 ()	時頃まで	
借 用 者	住 所			
	団 体 名			
	責 任 者 氏 名			
	電 話 番 号			
備 考				

※イベントの内容が分かるチラシ等があれば添付してください。

 _____様

山陽小野田市長

「ねたろう君」着ぐるみ貸出許可書

年 月 日付けの着ぐるみの借受申請について、次のとおり貸出を許可します。なお、使用に当たっては、使用目的、注意事項及び返却日を厳守してください。

物 品 名	「ねたろう君」着ぐるみ		
使 用 目 的	イ ベ ン ト 名 等		
	開 催 場 所 (施 設 名)		
	開 催 日		
	使 用 の 概 要 (使 用 の 目 的)		
借 用 希 望 期 間 (原 則 と し て 1 週 間 以 内)		年 月 日 ()	時 頃 か ら
		年 月 日 ()	時 頃 ま で
借 用 者	住 所		
	団 体 名		
	責 任 者 氏 名		
	電 話 番 号		
備 考			

様式第3号

「ねたろう君」着ぐるみ返却確認報告書

山陽小野田市長 あて

以下のとおり、「ねたろう君」着ぐるみを返却したことを報告します。

確認報告者

住 所		申 請 日	年 月 日
団 体 名		電 話	—
借受責任者		携 帯 電 話	— —

行 事 名	
開 催 日	年 月 日 (曜)
借 出 日	年 月 日 (曜) 時から
返 却 日	年 月 日 (曜) 時まで

【ねたろう君着ぐるみ返却確認事項】

※以下、異常がないようでしたら、チェック☑を入れてください。

故意や過失による汚れ及び損傷はありませんでした。

(汚れ及び損傷があった場合は必ず報告をお願いします。また、勝手に汚れ落としやクリーニング及び修繕をしないでください。)

使用后、半日以上の間風通しを行い返却しました。

(使用日と返却日との関係等で、風通しする時間がなかった場合は結構です。)

企業・個人の営利目的で使用しませんでした。

※その他、お気づきの点がございましたら御記入ください。

()

